

事務連絡

令和2年9月2日

関係都道府県及び政令指定都市

水産関係公共土木施設等災害復旧事業担当課長 殿

水産庁防災漁村課

水産施設災害対策室長

台風第10号に対する備えと被害報告等について

平素、水産関係公共土木施設等災害復旧事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。さて、現在、大型で非常に強い台風第9号が長崎県の南西沖を北上中ですが、同時に台風第10号が接近しています。貴管下の漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置及び工事中の各施設について必要な安全対策を講じていただくようお願いいたします。

【令和2年9月2日11時37分、気象庁発表より抜粋】

台風第10号（中心気圧990hPa、中心付近の最大風速25m/s、最大瞬間風速35m/s）は、マリアナ諸島にあって、およそ15km/hの速さで西南西へ進んでいます。

台風は今後発達しながら日本の南を北西へ進み、特別警報級の勢力まで発達し、6日から7日にかけて、奄美地方から西日本にかけて接近または上陸するおそれがあります。

南西諸島から西日本、東日本太平洋側の広い範囲で5日から7日にかけて、警報級の高波となるおそれがあります。台風の動向によっては6日から7日にかけて、奄美地方から西日本では、暴風や警報級の大雨となり、大荒れの天気となる可能性があります。

災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、人命第一の観点から、暴風雨時には状況が収まるまで見回りは行わないで下さい。また、調査に当たっては、危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮を行って下さい。調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（漁港・海岸保全施設）、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領（漁業用施設）、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（共同利用施設）により速やかに下記までご報告いただくとともに、早急な対応が求められる場合には、水産庁と協議の上、応急工事を実施し、被害の拡大防止等に努めるようお願いいたします。

なお、このことについて貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しましても、ご周知いただきますようお願いいたします。

【災害報告連絡先】

水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室 金田、柳瀬、首藤、辻、福村、白石

Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325

E-mail: takuya_kaneda090@maff.go.jp（金田）

tomoyuki_yanase060@maff.go.jp（柳瀬）

atsushi_suto620@maff.go.jp（首藤）

hiroshi_tsuji990@maff.go.jp（辻）

kohei_fukumura460@maff.go.jp（福村）

haruhiro_shiraish250@maff.go.jp（白石）

休日、夜間に重大、重要な災害又は応急対応が必要な災害が発生した場合は、防災漁村課水産施設災害対策室の携帯電話（080-8421-9435）にご連絡下さい。